

公益財団法人京都大学iPS細胞研究財団特定個人情報取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人京都大学iPS細胞研究財団（以下「財団」という。）における個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いを確保するために定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程で掲げる用語の定義は次のとおりとする。なお、この規程における用語は他に特段の定めのない限り、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「個人情報保護法」という。）、その他の関係法令の定めに従うものとする。

- (1) 「個人情報」とは、個人情報保護法第2条第1項に規定する個人に関する情報であつて、生存する個人に関する情報であり、特定の個人を識別（氏名、生年月日等）することができるものをいう。また、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものをいう。なお、生存する個人は日本国民に限られず、外国人も含まれるが、法人その他の団体は「個人」に該当しないため、法人などの団体に関する情報は含まれない。
- (2) 「個人番号」とは、番号法第7条第1項又は第2項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であつて、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民票コード以外のものを含む。以下同じ。）をいう。
- (3) 「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- (4) 「特定個人情報等」とは、特定個人情報及び関連情報をあわせたものをいう。
- (5) 「個人データ」とは、財団が管理する個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (6) 「保有個人情報」とは、財団が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことができる権限を有する「個人データ」をいう。
- (7) 「本人」とは、個人番号によって識別される特定の個人をいう。
- (8) 「役職員」とは、財団の組織内にあつて直接又は間接に財団の指揮監督を受けて財団の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業者（職員、非常勤職員等）のみならず、財団との間に雇用関係のない理事、監事、評議員及び、派遣職員等を含む。

- (9) 「個人番号利用事務」とは、行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が番号法第9条第1項又は第2項の規定により、その保有する個人データにおいて個人情報を効率的に検索及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。
- (10) 「個人番号関係事務」とは、番号法第9条第3項の規定により個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。
- (11) 「個人番号利用事務実施者」とは、個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。
- (12) 「個人番号関係事務実施者」とは、個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者をいう。

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

第3条 財団が個人番号を取り扱う事務の範囲は以下のとおり。

- (1) 役職員（扶養家族を含む。）に係る個人番号関係事務
- ア. 源泉徴収票作成事務（給与所得、退職所得）
 - イ. 退職所得の受給に関する申告書の取扱い事務
 - ウ. 雇用保険届出事務
 - エ. 労働者災害補償保険に基づく請求に関する事務
 - オ. 健康保険、厚生年金保険届出事務
 - カ. 国民年金の第三号被保険者の届出事務
 - キ. その他、上記に付随する手続事務
- (2) 前号以外の個人に係る個人番号関係事務
- ア. 支払調書作成事務（報酬・料金等、不動産の使用料等、不動産等の譲受けの対価、配当・余剰金分配及び基金利息）

(特定個人情報の範囲)

第4条 前条において、財団が個人番号を取り扱う事務において使用される個人番号及び個人番号と関連付けて管理される特定個人情報は次のとおりとする。

- (1) 役職員又は役職員以外の個人から番号法16条に基づく本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認書類（個人番号カード、通知カード、身元確認書類等）及びこれらの写し。
- (2) 財団が税務署等の行政機関等に提出するために作成した法定調書及びこれらの控え。
- (3) 財団が法定調書を作成するうえで役職員又は役職員以外の個人から受領する個人番号が記載された申告書等。
- (4) その他個人番号と関連づけて保存される情報。

- 2 前項各号に該当するか否かが定かでない場合は特定個人情報保護責任者（第5条第1項において定義される）が判断する。

（安全管理体制）

第5条 特定個人情報等を取り扱う部門の長を特定個人情報保護責任者（以下「保護責任者」とする。）とし、代表理事が任命する。

- 2 保護責任者は事務取扱担当者を指名し、個人番号関係事務に関する業務を行わせるものとする。事務取扱担当者が複数いる場合には、事務取扱責任者を明確にするものとする。
- 3 保護責任者は特定個人情報の管理に関して、事務取扱担当者を教育指導し、個人番号関係事務に関する業務を適切に実施するものとする。
- 4 事務取扱担当者はこの規程に従い、特定個人情報等の保護に関する安全管理措置を遵守し、特定個人情報の業務を行うものとする。

（本規程に基づく運用状況の記録）

第6条 事務取扱担当者は、この規程に基づく運用状況を確認するため、以下の項目につき別に定める様式に基づき記録するものとする。ただし、（5）については、委託先から受領した証明書等により、（6）については別途情報システムのログにより、確認するものとする。

- （1）特定個人情報の取得及び個人データへの入力状況
- （2）個人データの利用・出力状況の記録
- （3）書類・媒体等の持ち運びの記録
- （4）個人データの削除・廃棄記録
- （5）削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等
- （6）個人データを情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）の記録

（報告義務）

第7条 事務取扱担当者は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損による事故が発生したことを知った場合又はその可能性が高いと判断した場合は、保護責任者へ直ちに報告する。

- 2 保護責任者は、情報漏えい事案等が発生したと判断した場合は、理事長にその旨及び調査結果を直ちに報告するとともに、関係者に適切な処置を行うように指示するものとする。
- 3 保護責任者は、情報漏えい事案等が発生した場合は、再発防止策を策定しなければならない。

(個人データの取扱状況の確認手段)

第8条 事務取扱担当者は、個人データの取扱状況を確認するための手段として、特定個人情報管理台帳に以下の事項を記録するものとする。なお、特定個人情報管理台帳には、特定個人情報等は記載しないものとする。

- (1) 個人データの種類、名称
- (2) 責任者、取扱部署
- (3) 利用目的
- (4) 削除・廃棄状況
- (5) アクセス権を有する者

(教育・研修)

第9条 特定個人情報保護責任者は、この規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者に本規程を遵守させるための教育訓練を企画・運営する責任を負う。

2 事務取扱担当者は、特定個人情報保護責任者が主催する本規程を遵守させるための教育を受けなければならない。研修の内容及びスケジュールは、事業年度毎に特定個人情報保護責任者が定める。

3 財団は、特定個人情報等についての秘密保持に関する事項を就業規則に定めるものとする。

(特定個人情報等の取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し)

第10条 特定個人情報保護責任者は、年1回以上および必要に応じて特定個人情報等の取扱状況について、自ら行う点検又は他部署等による監査を実施する。

2 特定個人情報保護責任者は、前項に定める点検等の結果に基づき、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むものとする。

(特定個人情報の適正な取得)

第11条 財団が特定個人情報を取得するにあたっては、適法かつ公正な手段によって行うものとする。

(苦情への対応)

第12条 事務取扱担当者は、番号法、個人情報保護法、特定個人情報保護ガイドライン又は本規程に関し、情報主体から苦情の申出を受けた場合には、その旨を特定個人情報保護責任者に報告する。報告を受けた特定個人情報保護責任者は、適切に対応するものとする。

(個人番号の提供の要求)

第13条 財団は第3条に掲げる事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して特定個人番号の提供を求めることができるものとする。

(取得時の利用目的の通知等)

第14条 財団の役職員から個人番号を取得する場合は、利用目的を記載した書類の提示による通知を行う。

- 2 利用目的の変更を要する場合、当初の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知、公表又は明示を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で特定個人情報等を利用することができる。

(個人番号の提供を求める時期)

第15条 財団は第3条に掲げる事務を処理するために必要があるときに個人番号の提供を求めることとする。

- 2 前項にかかわらず、本人との契約関係等に基づき、個人番号関係事務の発生が予想される場合には契約を締結した時点等の当該事務の発生が予想できた時点で個人番号の提供を求めることができるものとする。

(特定個人情報の収集制限)

第16条 財団は、第3条に定める事務を行うために必要な範囲を超えて、従業者又は第三者から特定個人情報を収集しないものとする。

(本人確認)

第17条 財団は、本人又はその代理人から個人番号の提供を受けるときは、関係法令に基づき本人確認を行うものとする。

- 2 書面の送付により個人番号の提供を受けるときは、併せて本人確認に必要な書面又はその写しの提出を求めるものとする。

(特定個人情報の利用範囲)

第18条 財団が役職員又は第三者から取得する特定個人情報の利用範囲は、第3条に掲げた個人番号を取り扱う事務の範囲を超えてはならない。

(特定個人情報の利用制限)

第19条 特定個人情報は第3条に掲げる利用目的の範囲内で具体的な権限を与えられた者のみが事務の遂行上、必要な限りにおいて利用できるものとする。

(個人データの作成の制限)

第20条 個人データを作成するのは第3条に定める事務を実施するために必要な範囲に限るものとし、それ以外の個人データを作成しないものとする。

(特定個人情報の管理)

第21条 事務取扱責任者及び事務取扱担当者は個人情報を正確かつ最新の状態で管理するよう努めるものとする。

(保有個人情報に関する事項の公表等)

第22条 財団は、個人情報保護法第27条第1項に基づき、特定個人情報に係る保有個人情報に関する事項を本人の知り得る状態に置くものとする。

(特定個人情報等を取り扱う区域の管理)

第23条 特定個人情報等を取り扱う区域を明確にし、当該区域に対して、以下の各号に従い以下の措置を講じる。

- (1) 管理区域(以下、「管理区域」という。) 入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器及び電子媒体等の制限を行うものとする。
- (2) 取扱区域(以下、「取扱区域」という。) 可能な限り壁又は間仕切り等の設置をしたり、事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所への座席配置や、後ろから覗き見される可能性が低い場所への座席配置等をするなど座席配置を工夫したりするものとする。

(特定個人情報の保管制限)

第24条 財団は、特定個人情報等を所管法令で定められた書類等の保存期間を経過するまでの間、当該書類だけでなくシステム内においても保管することができる。

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)

第25条 財団は管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、以下の安全管理措置を講じる。

- (1) 特定個人情報等の書類は、金庫に保管する。
- (2) 特定個人情報等を取扱う機器は、セキュリティワイヤー等により固定する。
- (3) 特定個人情報等は、パスワードを付与する等の保護措置を講じたうえで保管し、パスワードは適切に管理する

(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)

第26条 財団は特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を、管理区域又は取扱区域の外に持ち出す場合、以下の安全管理措置を講ずる。

- (1) データを暗号化する。
- (2) ファイルへパスワードを付与する。
- (3) 封筒に封入し鞆に入れて搬送する。
- (4) 郵送時には追跡可能な簡易書留等を利用する。

(アクセス制御及びアクセス者の識別と認証)

第27条 財団における特定個人情報等へのアクセス制御及びアクセス者の識別と認証は以下のとおりとする。

- (1) ユーザー I D に付与するアクセス権により、個人データを取扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。
- (2) 情報システムを取り扱う事務取扱担当者が、正当なアクセス権を有する者であることを認証するため、ユーザー I D やパスワード等により識別する。

(外部からの不正アクセス等の防止)

第28条 財団は、情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するため、情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する。

- 2 特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等を防止するため、通信経路の暗号化等の措置を講じる。

(特定個人情報の提供制限)

第29条 財団は番号法第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無にかかわらず、特定個人情報を第三者に提供しないものとする。なお、本人の同意があっても特定個人情報の第三者提供ができないことに留意するものとする。

(第三者提供の停止)

第30条 第20条（特定個人情報の提供制限）の定めに反して特定個人情報が違法に第三者に提供されているという理由により、財団が本人から第三者への当該特定個人情報の提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときには、遅滞なく当該特定個人情報の第三者への提供を停止するものとする。

(特定個人情報の廃棄・削除)

第31条 財団は第3条に掲げる事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令に定められた保存期間経過した場合には、特定個人情報等に関する書類を速やかに廃棄又は

削除するものとする。

- 2 特定個人情報等を削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存する。

（特定個人情報の開示）

第32条 財団は、本人から当該本人が識別される特定個人情報に係る保有情報について開示を求められた場合は、遅滞なく、当該情報の情報主体であることを厳格に確認した上で、当該本人が開示を求めてきた範囲内でこれに応ずるものとする。なお、当該本人に法定調書の写しを送付する際、法定調書の写しに本人以外の個人番号が含まれている場合には、その部分についてはマスキング等をするものとする。

- 2 財団は、次の事由に該当する場合には、当該開示請求の全部又は一部を開示とすることができ、その場合には請求者に対してその旨及び理由（根拠とした個人情報の保護に関する法律の条文及び判断の基準となる事実を示すこととする。）を説明することとする。
 - （1）本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - （2）財団の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - （3）他の法令に違反することとなる場合

（保有個人情報の訂正等）

第33条 財団は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報の内容が事実でないことを理由に当該保有個人情報の内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」と総称する。）を求められた場合は、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人情報の内容の訂正等を行うものとする。かかる訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。

（保有個人情報の利用停止等）

第34条 財団は、本人から、当該本人が識別される保有個人情報が、個人情報保護法第16条の規定に違反して取得されているという理由、同法第17条の規定に違反して取り扱われたものであるという理由又は番号法第19条の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は第三者への提供の停止（以下、本条において「利用停止等」という。）を求められた場合であって、利用停止等に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該特定個人情報の利用停止等を行わなければならない。但し、利用停止等を行うことに多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、当該本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

- 2 前項の規定に基づき求められた利用停止等の全部又は一部を行ったとき、もしくは行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（当該本人から求められた措置と異なる措置を行う場合にはその措置内容を含む。）を通知しなければならない。なお、利用停止等を行わない場合又は本人の求めと異なる措置をとる場合は、その判断の根拠及びその根拠となる事実を示し、その理由を説明することとする。

（委託先における安全管理措置）

第35条 財団は個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部の委託をする場合には、財団と同等の措置が委託先において適切に講じられていることを確認のうえ委託するものとする。

- 2 委託先が財団の許諾を得て特定個人情報等の取り扱いの全部又は一部を再委託するときには、委託先が再委託先に対して必要かつ適切な監督をおこなっているかについて監督するものとする。

（その他）

第36条 この規程に定めるもののほか、特定個人情報等保護に必要な事項は理事長が別に定める。

（規程の改廃）

第37条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、令和6年4月1日から施行する。